

取扱説明書

フジヨシ浄化槽 FTZ型

- この度は、フジヨシ浄化槽 FTZ をご購入いただき、誠にありがとうございました。
- この「取扱説明書」をよくお読みになり、正しくご使用してください。
- お読みになった後は、いつでも使用できるように大切に保管してください。
- 浄化槽の維持管理は、必ず都道府県に登録されている保守点検業者とご契約ください。
- 所定の維持管理要領書を保守点検業者にお渡し願います。また、三次処理浄化槽が付く場合はその維持管理要領を合わせてお渡し願います。ご注意点は本浄化槽と共通です。

目次

1. 取扱に関する注意事項..... 1
2. 構造と機能..... 2
3. ご使用に際しての注意事項..... 5
4. 一般的留意事項..... 6
5. 維持管理および法定検査等について..... 7
6. アフターサービスについて..... 9



注意

取扱説明書本文に出てくる警告、注意表示の部分は、浄化槽を使用する前に必ずお読みになり、よく理解して下さい。



1. 取扱に関する注意事項

浄化槽をご使用の前に、この「取扱説明書」をお読みのうえ正しくお使いください。

お読みになった後は、いつでも見られる場所に必ず保管してください。

<シンボルマークの説明>

本書では、以下に示すシンボルマークを使っています。

	警告	この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。
	注意	この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が傷害を負う危険および物的損害※の発生が想定される内容を示します。

※ 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。



警告

1) 消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止

- 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
- 消毒剤には、有機系の塩素剤と無機系の塩素剤の二種類があります。
これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。
- 消毒剤の取り扱いに際しては、目・鼻・皮膚を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、保護メガネ等の保護具を必ず着用してください。
- 消毒剤を破棄する場合は販売店などにお問い合わせください。発熱・火災の危険がありますので、消毒剤はゴミ箱やゴミ捨て場に絶対に捨てないでください。
- 消毒剤の取扱上の詳細な注意事項は、現品の包装材に記載されていますので、お読み下さい。
これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの生ずるおそれがあり、また、これらにより傷害を生ずる恐れがあります。また、使用開始直前に薬剤筒に入れて下さい。排水開始前等でトラップが取れていない場合、建物内の金物類が塩素ガスにより腐食する恐れがあります。



警告

2) 感電・発火事故防止

- ブロワ・操作盤または電磁弁ユニットの近く(50cm 以内)には、ものを置かないでください。
- 操作盤の扉(または電磁弁ユニットのカバー)は、保守点検業者以外は開けないで下さい。
- 機器を点検する場合は、必ず機器の電源を切ってから行ってください。
- 電源コードの上にはものを置かないでください。
- 電源プラグは、ほこりが付着しやすいので、1年に1回以上は清掃してください。
- ブロワ・ポンプ・制御盤などの電気機器が故障した場合は、維持管理者または専門の工事業者に連絡し、修理をしてください。
これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。
- 100V/200V、50Hz/60Hz 電源仕様区分を必ず確認下さい。
この注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。



警告 3)マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めボルト止めしてください。
また、ロック機構のある、ものは必ずロックしてください。さらに、耐荷重別(安全表示)仕様を必ず確認してください。
- マンホール・点検口などの蓋のひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。
- マンホール・点検口などの蓋及び枠、受けに錆びが発生した場合、錆びを落とし塗装をし直して下さい。
- マンホール・点検口などの蓋には、子供にさわらせないでください。
- 計量ボックスの点検時にパイプやFRP部分を足場にする場合、十分注意してください。
これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。



警告 4)荷重による器物破損・傷害事故防止

- 通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物をのせないでください。
車などがのる場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談ください。
これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

2. 構造と機能

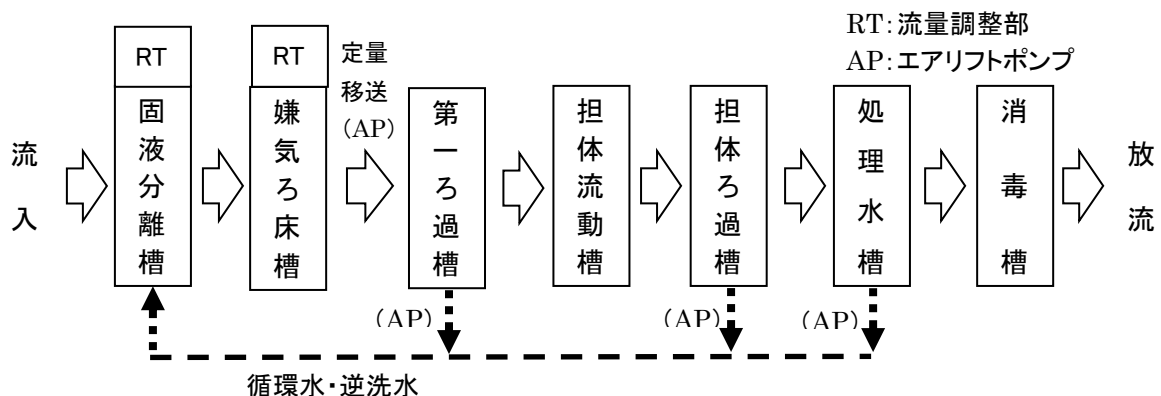
2-1. 処理方式

担体流動ろ過循環方式

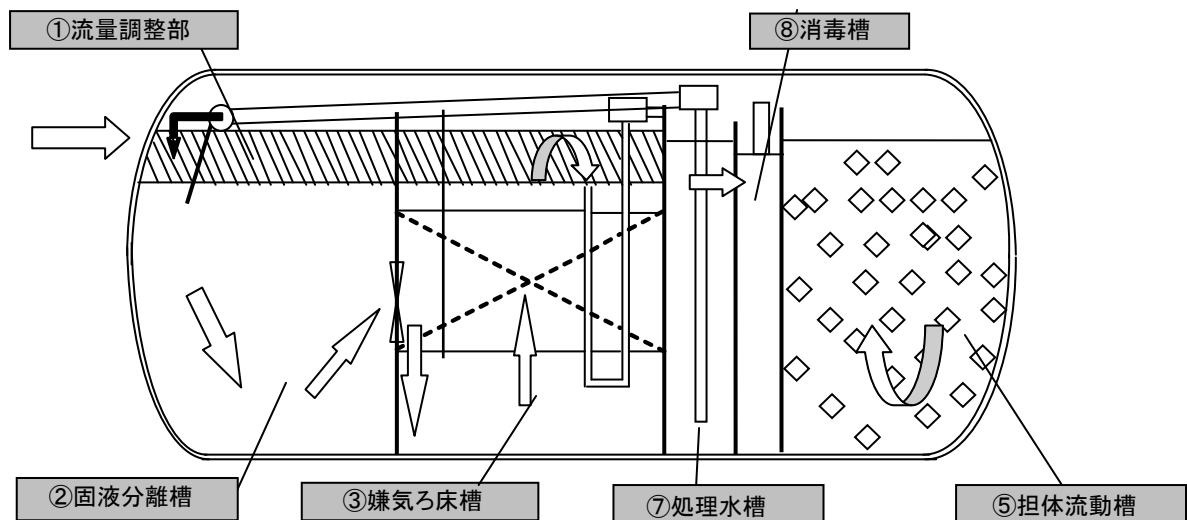
2-2. 設計条件

処 理 対 象 人 員	51~2380 人
処 理 水 量	2.55~119.0m ³ /日
放 流 水 質	BOD 20 mg/L 以下 COD 30 mg/L 以下 SS 10 mg/L 以下

2-3. フローシート

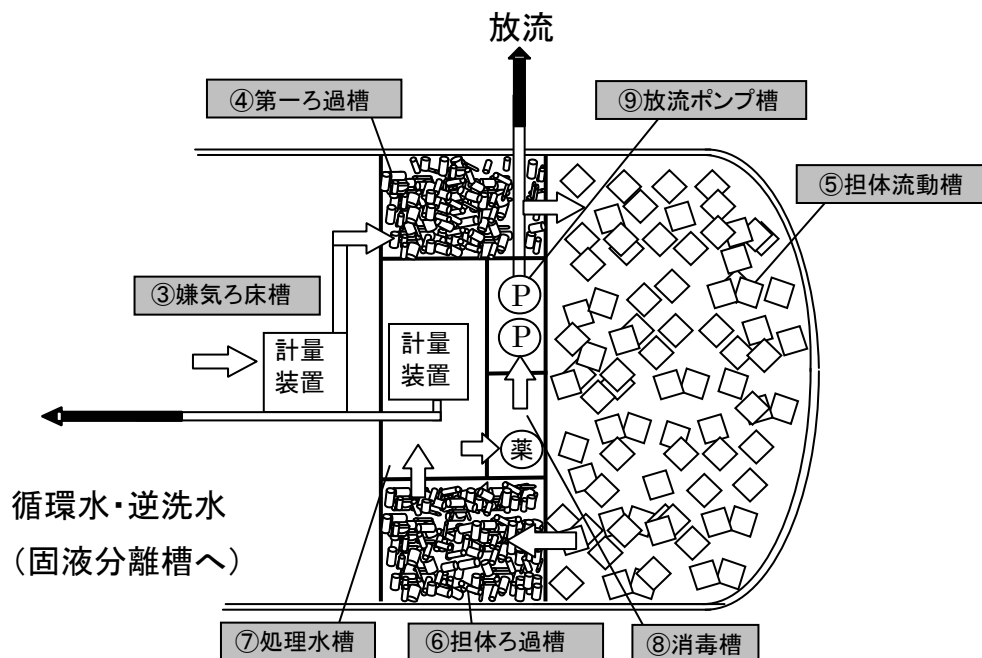


2-4. 構造の概略および機能説明



FTZ 型構造

担体流動槽が流入側と反対側の鏡部に配置され、嫌気ろ床槽から第一ろ過槽、担体流動槽から担体ろ過槽へ流入し、嫌気ろ床槽と担体流動槽の仕切版の間に処理水槽、消毒槽、放流(ポンプ)槽が配置されています。



① 流量調整部

流入水量の時間変動を、固液分離槽、嫌気ろ床槽に設けた流量調整部で吸収し、一時貯留します。一時貯留された流入水は、嫌気ろ床槽のエアリフトポンプにより定量移送されるため、水量負荷が均一化し、処理性能が安定します。

② 固液分離槽

汚水中の固形物や夾雑物を分離し、スカム及び堆積汚泥として貯留します。

③ 嫌気ろ床槽

骨格様球状のろ材が充填されており、固液分離槽で除去できなかった固形物を分離、貯留すると同時に、ろ材に付着した嫌気性微生物による有機物の嫌気分解を行います。

④ 第一ろ過槽

表面平滑な中空円筒状の担体を充填し、固形物のろ過を行います。逆洗時は、槽内の攪拌と同時にエアリフトポンプにより固液分離槽に、逆洗汚泥を移送します。

⑤ 担体流動槽

常時散気が行われ担体が旋回、流動しています。担体に固定化された微生物により、有機物の分解を行います。

⑥ 担体ろ過槽

表面平滑な中空円筒状の担体を充填し、固形物のろ過を行います。逆洗時は、槽内の攪拌と同時にエアリフトポンプにより固液分離槽に、逆洗汚泥を移送します。

⑦ 処理水槽

処理された水を一時貯留すると同時に、剥離汚泥の固液分離を行い、汚泥の流出を防止します。エアリフトポンプにて常時固液分離槽に槽内の沈殿汚泥を移送します。

⑧ 消毒槽

消毒剤による処理水の消毒を行います。

3. ご使用に際しての注意事項

浄化槽は微生物の働きによって水を浄化しています。このため浄化槽の機能を正常に維持できるよう、下記に示す注意事項をよくお読みになり、適正にご使用ください。

1) 洗濯時には次のような心遣いをお願いします。

- 洗剤は適量使用してください。余分なご使用は水を汚すのみで無駄になります。また、漂白剤も適正量使用し、使用後は十分に水を流してください。これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

2) 台所・厨房等の調理くず、油分(廃食用油)などは流さないでください。

- 台所・厨房などからでる調理くずや使用済みの油は、水に流さず、紙などに吸わせてゴミと一緒に処理するようにしてください。
- 床用のワックスや機械油などを浄化槽に流し込まないでください。これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

3) 洗剤や薬品は使用しないでください。

- 殺虫剤、防臭剤、洗剤、防腐剤など、浄化槽の正常な機能を妨げるものを混入させないでください。
- 便器の洗浄には中性の洗剤を適量に使用し、強酸・強アルカリ・塩素などの薬品を使用しないでください。
- カビ落とし剤は適度に使用し、使用後は多めの水で流してください。これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

4) 紙おむつや衛生用品などは流さないでください。

- 紙おむつや衛生用品などは水に溶けません。浄化槽の正常な機能を妨げるものは混入させないでください。
- トイレtpーパーは水に溶けやすい専用の紙を適量使用してください。水に溶けにくいティッシュペーパーは使用しないでください。これらの注意を怠ると、流入配管や浄化槽の閉塞を生ずるおそれがあります。

5) ブロワ及び制御盤の電源は切らないでください。

- 浄化槽内の微生物(バクテリア)には、常にブロワからの空気が必要です。また、エアリフトポンプにも空気の供給が必要です。空気が供給されていないと処理が適正に行われなくなり、臭気が発生します。これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

6) 大きな浴槽や水槽などの設備を有する施設においては、一度に大量の排水を流入させないでください。

7) その他

- 浄化槽の上にものを置かないでください。保守点検・清掃が困難になります。
- 浄化槽付近で子供等を遊ばせないように御注意ください。
- 消毒剤は切らさないように、専門業者に補充を依頼してください。
- 通気口やブロワの空気取り入れ口はふさがないでください。
- 異臭や故障したときは、専門業者にご連絡ください。
- 公的機関の水質検査や定期検査は必ず受けて下さい。

4. 一般的留意事項

1) 浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るように浄化槽法で定められていますので、ご協力ください。

- ① し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- ② 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは混入させないこと。
- ③ し尿と併せて雑排水(工場廃水、用水その他の特殊な排水を除く)を処理する浄化槽にあつては、工場廃水、用水その他の特殊な排水を混入させないこと。
- ④ 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- ⑤ 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- ⑥ 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- ⑦ 通気装置の開口部をふさがないこと。
- ⑧ 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに浄化槽管理者にその旨を通報すること。

2) 工事は浄化槽工事の技術上の基準を守り、特に基礎工事、埋め戻し工事、上部スラブ打設などは施工要領書に基づき正しく行ってください。

また、駐車場・車庫にする場合、交通量の多い道路ばたに設置する場合、近くの建築物の荷重が槽本体に影響する場合、軟弱地盤に施工する場合、多雪地帯に設置する場合などは特殊工事になりますので、槽本体に影響を及ぼさないように補強工事を行ってください。

3) マンホール・点検口の枠及び蓋が鋳物または鋼製の場合には、定期的に錆を除去し塗装してください。亜鉛メッキの部分は亜鉛含有塗料(ローバル)で塗装してください。

4) マンホール蓋、枠は使用条件に応じ適切な耐荷重のものを選定してください。浄化槽を設置した場所を駐車場等に使用される場合は、次の事項を守って工事をしてください。

- ① 乗用車(総重量 2000kg を越える)・1tトラックから 3tトラックで、かつ一輪当たりの概略重量 1500kg 以下の場合、マンホール蓋、枠は安全荷重 1500K(15kN)のものを使用する。
- ② 4tトラックから 15tトラック、かつ一輪当たりの概略重量 5000kg 以下の場合、マンホール蓋、枠は安全荷重 5000K(50kN)のものを使用する。

(注意 1) 上記の総重量とは、車両重量に乗車定員(1 名当たり 55kg)の重量を加算したものです。

※以上のマンホールの取り替えにあたっては、積載荷重に見合った補強工事(擁壁工事など)を行ってください。

- 5) 浄化槽の保守点検・清掃には、それぞれ技術上の基準がありますので、維持管理は都道府県に登録されている保守点検業者と契約してください。汚泥引き抜きなどの清掃は、市町村長の委託、又は許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼してください。
- 6) 浄化槽は法律に定められている毎年1回の定期検査を受けて下さい。
この検査で不詳なことは、浄化槽工事業者または維持管理業者にお尋ねください。
- 7) 留守や休暇等で10日間以上浄化槽への流入がない場合は、維持管理業者にあらかじめご相談してください。
- 8) ブロワなどから異常な騒音・振動が発生したり、また、悪臭などでお困りの時は、施工業者又は維持管理業者にご相談してください。
- 9) ブロワの電源は、防水型のコンセントにすること。そうでない場合は専門業者に依頼して防水型コンセントに取り替えてください。
ほこりが付着したり、接続が不完全な場合は感電や火災の生ずるおそれがありますので、清掃して完全に接続してください。
- 10) 浄化槽の取扱説明書などを紛失・破損された場合は、弊社にご連絡ください。直ちにお送り致します。
- 11) その他不詳な点は、弊社窓口にお問い合わせください。

5. 維持管理および法定検査等について

5-1. 保守点検

保守点検とは「浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業」をいい、浄化槽の作動状況、施設全体の運転状況、放流水の水質等を調べ異常や故障を早期に発見し予防的処置を講ずる作業です。

保守点検は、環境省令で定める「保守点検の技術上の基準」にしたがって行わなければなりません。

(浄化槽法第8条、第10条)

項 目	時期および頻度
保 守 点 検	浄化槽の使用開始直前 開始後は、 <u>3ヶ月に1回以上</u>

5-2. 清掃

清掃とは「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等を引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、清掃等を行う作業」をいい、浄化槽の使用に伴い必ず発生する汚泥、スカム等を槽外へ引き出し、槽及び機器等を清掃する作業で浄化槽の機能を長期にわたって維持するために不可欠な作業です。清掃は、環境省令で定める「清掃の技術上の基準」等にしたがって行わなければなりません。(浄化槽法第9条、第10条)

項 目	時期および頻度
清 掃	6 ヶ月に 1 回 以上

★ 上記及び維持管理要領書に記載の弊社指定の保守点検・清掃方法を守らなかった場合は、適正な維持管理を行ったとは判断できませんので、その結果として生じた不具合については、弊社として責任を持ってません。何卒ご理解を頂きますよう、ご理解をお願い申し上げます。

5-3. 法定検査

浄化槽は保守点検、清掃のほか、環境大臣又は都道府県の指定する指定検査機関により、水質に関する検査を受けることが義務づけられており、第1回目の検査は通常「7条検査」といわれ使用開始後3ヵ月を経過した日から5ヵ月間に行うことになっております。(浄化槽法第7条)2回目以降の検査は通常「11条検査」といわれ、その後毎年1回行うことになっております。(浄化槽法第11条)

項 目	時期および頻度
法定検査	7条検査 使用開始後3ヵ月を経過した日から5ヵ月間に実施
	11条検査 毎年1回実施

6. アフターサービスについて

6-1. 保証期間と保証の範囲

1) 保証期間

本体槽(担体を含む) : 使用開始日より3カ年

ブロワ、電磁弁等の電気機器 : 使用開始日より1カ年

2) 保証の範囲

浄化槽法に基づく浄化槽工事業者によって適正に設置され、竣工検査を完了したものについて、製造上の責任による構造・機能の支障が生じた場合についてのみ無償で修理致します。

なお、離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

また、次の場合は保証期間中であっても有償と致します。

- ① 消耗部品(消毒剤、ブロワのベルトなど)
- ② 適正な維持管理契約がなされていないとき
- ③ 適正な工事がなされていないとき
- ④ 改造や不適切な修理による故障または損傷
- ⑤ 駆動部の取り付け場所の移動等による故障または損傷
- ⑥ 重車両の通行・振動による故障または損傷
- ⑦ 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
- ⑧ その他、取り扱いが不適切であった場合等

3) 保証期間後のサービス

保証期間後の故障で、弊社の責任と認められた場合は、無償で修理致します。その他の場合については有償と致します。

また、下記の消耗部品の保証期間後の補充・交換は有償とします。

① 担体

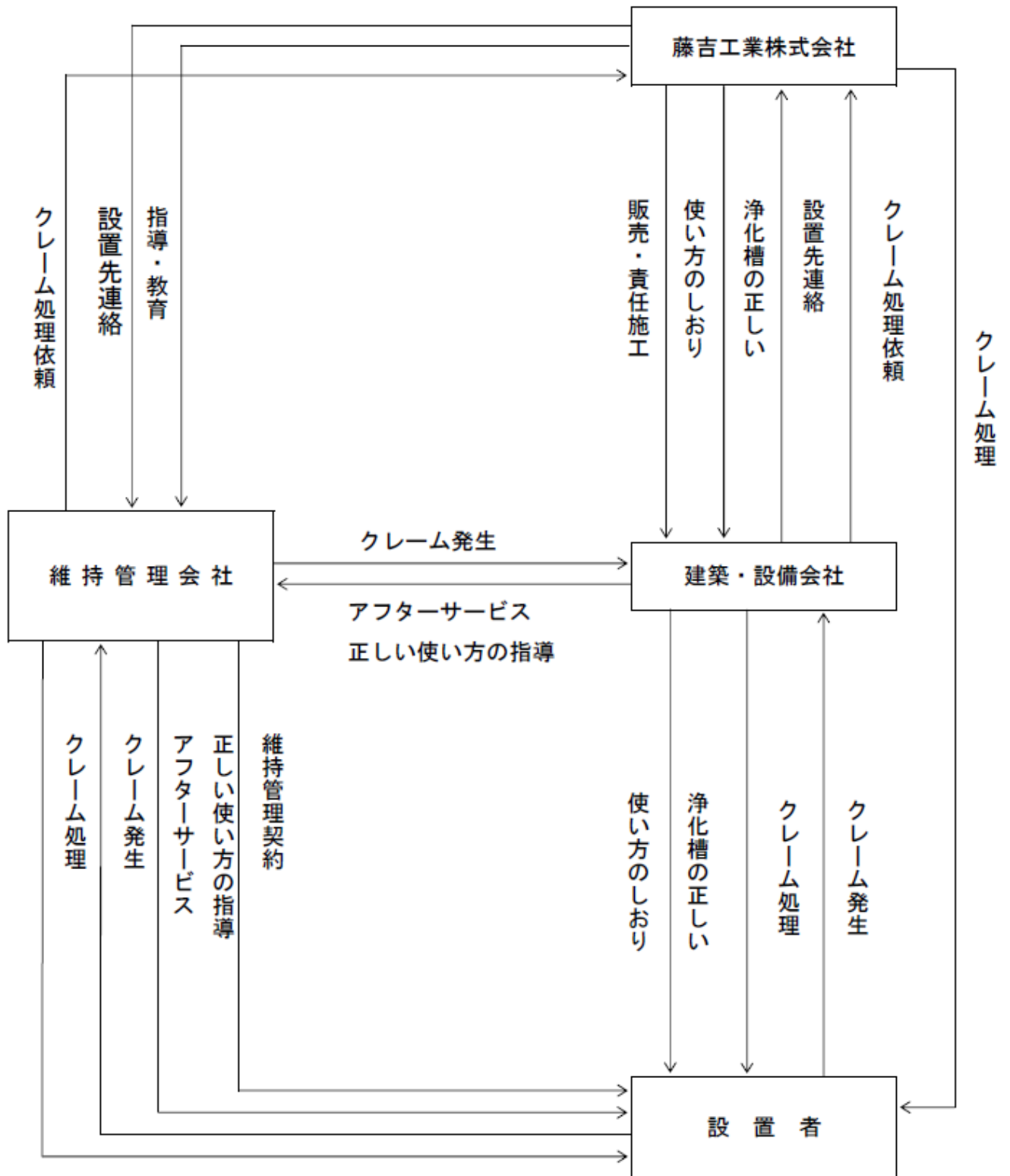
当社では、担体の保証期間:3年、耐用年数は通常の使用状態では10年以上としています。担体の交換及びその検討をされる場合は当社までご連絡ください(保証期間後は有償です)。

② 散気管

ブラシ等で洗浄しても目詰まりが解消されない場合は、散気管の交換が必要です。

(通常の保守点検では、年に1回以上、ブラシと水による散気管表面の洗浄を行ってください。)

6-2. サービス体制



☆施工される方へ
必ず施主様にお渡し下さい

★施主様へ
ご使用前に必ずお読み下さい

お問い合わせご相談は下記へご連絡ください。

藤吉工業株式会社

本社／〒453-0801 愛知県名古屋市中村区太閤四丁目2番8号
TEL(052)451-8261 FAX(052)451-2373
【ホームページ URL :<http://fujiyoshi.co.jp/>】

2021年1月第3版